

両立支援等助成金のご案内 ~利用の多いコースをご紹介します~



※各コースの支給額のうち、<>内は生産性要件を満たした場合の支給額等です。詳しくは厚生労働省ホームページ「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご参照ください

●中小企業対象 育児休業等支援コース(企業単位支給)

①育児取得時・②職場復帰時【1企業あたり2人まで(期間雇用者1人、無期雇用者1人)】
「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた事業主に支給します。

- 支給額 プランを策定し、育児休業を取得したとき **28.5万円**<36万円>
育児休業取得者が職場復帰したとき **28.5万円**<36万円>
※育児取得者の職場支援の取組(職場復帰時に加算) **19万円**<24万円>

③代替要員取得時【1企業あたり5年間、1年度延べ10人まで】
育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給します。

- 支給額 育児休業者1人あたり **47.5万円**<60万円>
※育児休業取得者が期間雇用者の場合 **9.5万円**<12万円>加算
★休業者の職場復帰前までに、休業者を原職復帰させる条文の整備が必要です

④職場復帰後支援【制度導入時は1企業あたり1回限り、制度利用時は3年以内に5人まで】**【新設】**
法を上回る看護休暇制度(時間単位取得可・特別有給扱い)や、保育サービス費用補助制度を導入し、育児休業取得者に、職場復帰後、当該制度を利用させた事業主に支給します。

- 支給額
制度導入時 **28.5万円**<36万円>※制度導入時単独での申請は不可
制度利用時 子の看護休暇制度 **1,000円**<1,200円>×時間(1年度**200時間**<240時間>上限)
保育サービス費用 事業主負担額の**3分の2**(1年度**20万円**<24万円>上限)
★育児取得者1人につき、育児復帰後6か月以内に看護休暇制度**20時間以上**、又は保育サービス費用補助**3万円以上**の利用実績がある場合、支給対象となります

●大企業・中小企業対象のコース(企業単位支給)

①出生時両立支援コース【2020年度まで】

a 男性労働者の育児休業【1企業あたり1年度につき10人まで】

男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を男性に取得させた事業主に支給します。

- 支給額 取組かつ育児1人目 中小企業 **57万円**<72万円>、大企業 **28.5万円**<36万円>
育児2人目以降 中小・大企業ともに休業期間の長さに応じて
14.25万円~**33.25万円**<18万円~42万円>

- ★過去に男性育休者がいる企業も「2人目以降」の金額で支給対象となります
- ★大企業の場合**14日以上**、中小企業の場合**5日以上**の連続した育児休業取得が要件です
- ★育児休業開始日前日までに「職場風土づくりの取組」を実施することが必要です

b 育児目的休暇【1企業あたり1回限り】**【新設】**

男性が子の出生前後に育児や配偶者出産支援のための育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、制度を導入し、子の出生前6週間・出生後8週間以内に育児目的休暇を男性に取得させた事業主に支給します。

- 支給額 制度導入・利用 中小企業 **28.5万円**<36万円>、大企業 **14.25万円**<18万円>
- ★大企業の場合**通算8日以上**、中小企業の場合**通算5日以上**の育児目的休暇取得が要件です。

②介護離職防止支援コース【①②とも1企業あたり2人まで(期間雇用者1人、無期雇用者1人)】

仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰又は介護のための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給します。

- 支給額 ①介護休業(介護休業を2週間以上取得し、職場復帰した場合)
中小企業 **57万円**<72万円> 大企業 **38万円**<48万円>
②介護制度(介護のための勤務制限制度を6週間以上利用した場合)
中小企業 **28.5万円**<36万円> 大企業 **19万円**<24万円>

- ★作成した「介護支援プラン」に基づき休業取得・職場復帰又は制度利用させることが必要です

■問合先: 福井県医療の職場づくり支援センター TEL:0776-24-1666 (福井市大願寺 3-4-10)
申請先: 福井労働局雇用環境・均等室 TEL:0776-22-0221 (福井市春山 1-1-54)